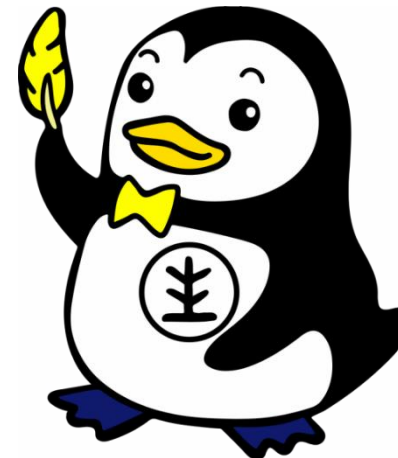


第86回九都県市首脳会議 相模原市提案
令和6年10月28日

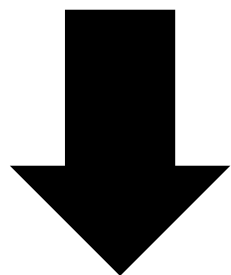
更生保護活動における 民間協力者への活動支援について



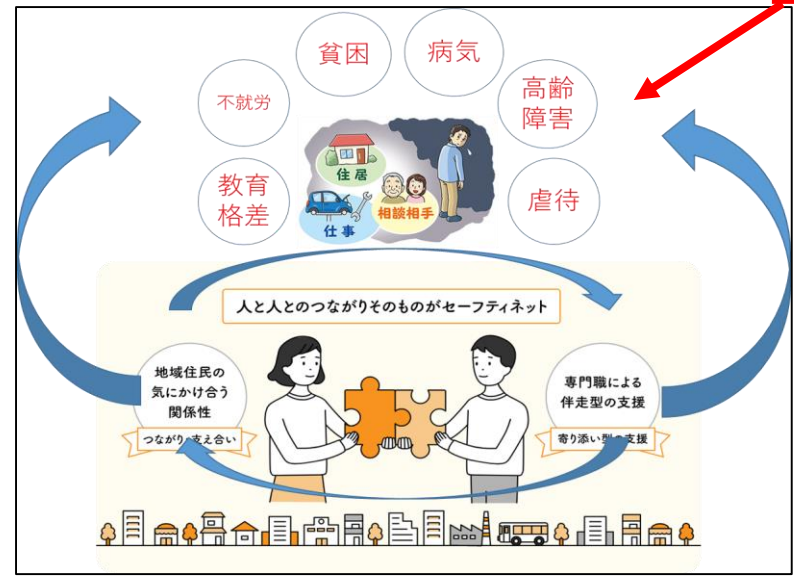
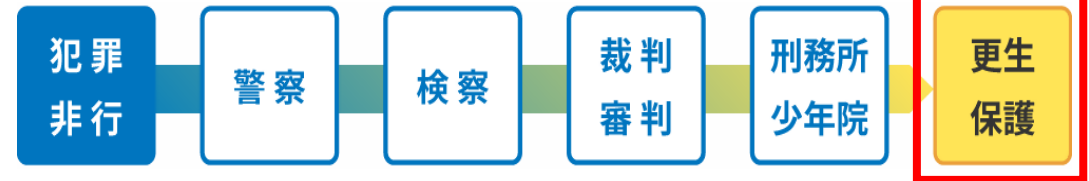
刑事司法手続から離れた後の犯罪をした者等への支援は国ではなく、地方公共団体が主体となるが、高齢や障害による生きづらさ等、様々な事情を抱えている場合があり、

行政サービスの提供だけで全て解決できない。

(行政サービスの例)
生活保護制度、医療サービスの提供等

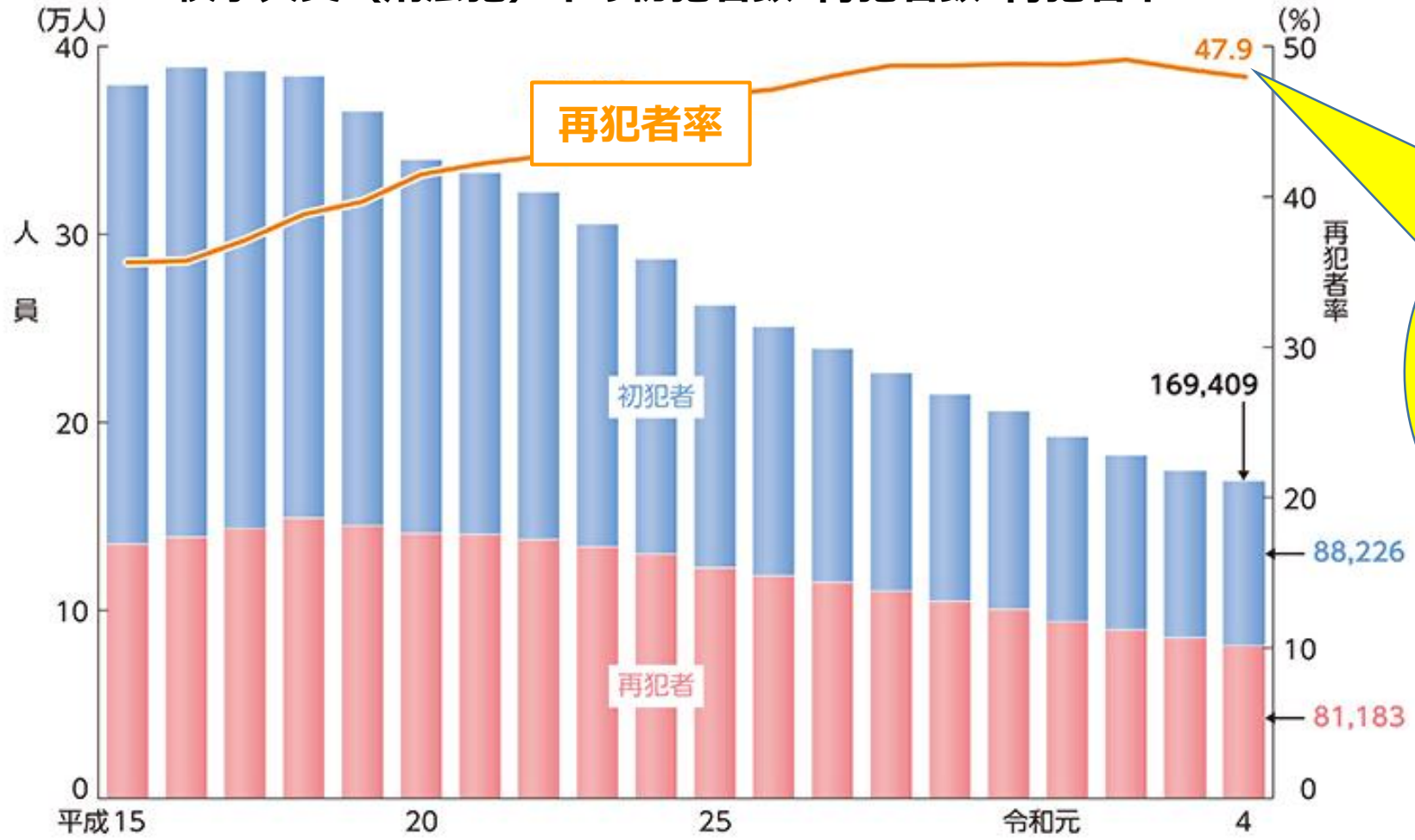


犯罪をした者等への支援にあたっては、 地域で活動する民間協力者の協力が不可欠



- <更生保護ボランティア>
- 保護司 ● 更生保護女性会員 ● BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会員 ● 協力雇用主
- 更生保護施設職員 など
- <その他民間協力者>
- 自助グループ ● 地域生活定着支援センター ● 弁護士 ● 社会福祉士 ● 精神保健福祉士 など

検挙人員（刑法犯）中の初犯者数・再犯者数・再犯者率



**令和4年
再犯者率
約50%**

出典：令和5年版犯罪白書

犯罪を減らすには再犯防止が重要

令和6年5月滋賀県大津市で保護司が殺害される事件が発生

- ・更生保護活動のイメージ悪化
- ・支援対象者への偏見

→民間協力者の活動への影響が懸念

(例)

- ・民間協力者に推薦しても辞退される
- ・支援対象者への偏見から地域の理解が得られにくくなる
- ・民間協力者の地域活動が委縮してしまう

民間協力者が安心して活動していくためには、

- ①活動場所確保等の支援
- ②更生保護活動に対する理解促進

国と地方公共団体が一体となって行う必要がある

○国の取組

- ・平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
- ・令和5年3月「第二次再犯防止推進計画」策定

→ **民間協力者の活動推進**や**連携強化**を掲げている

○地方公共団体の取組

- ・民間協力者に対する補助
- ・活動場所確保への協力
- ・地域活動への支援 等

→ 民間協力者に対する支援の多くは **自発的な「協力」**によるもの。

(例) 「更生保護サポートセンター」の設置

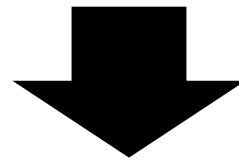
国からは、地方公共団体へ「協力依頼」が発出されているのみ

① 場所の確保に関する問題

- ・プライバシーに配慮した公共施設が少ない
- ・民間施設を借り上げた場合の財政的な負担も大きい

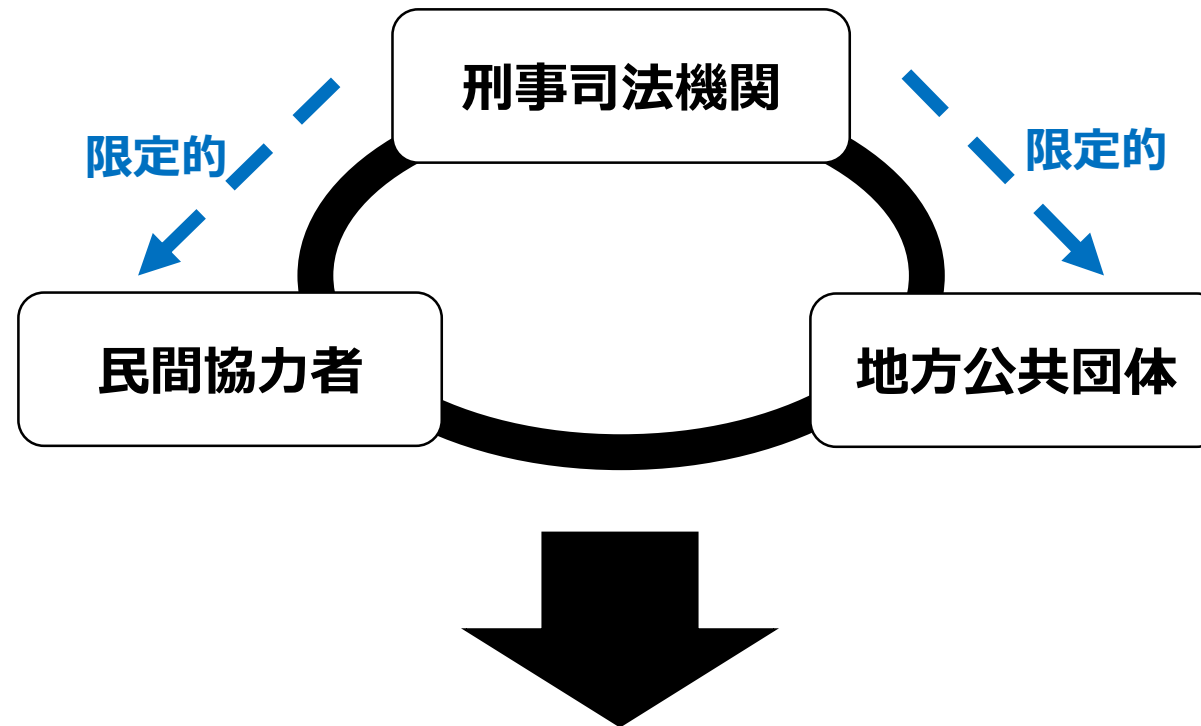
② 公平性の観点からの問題

- ・特定の団体への支援が難しい



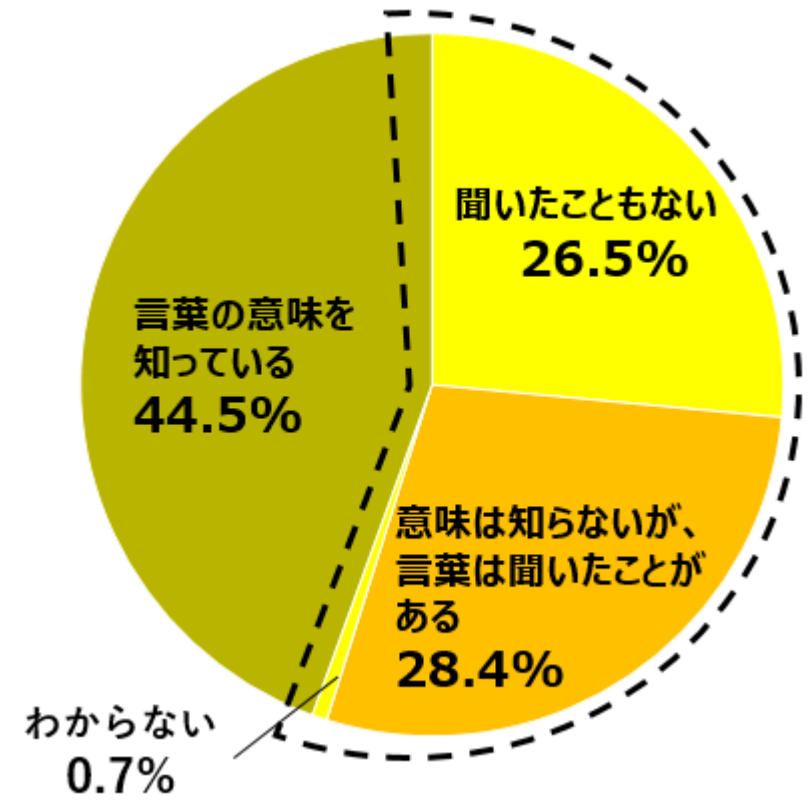
民間協力者からの要望に苦慮している

- ・支援対象者の情報を把握しているのは刑事司法機関
- ・民間協力者、地方公共団体への**情報提供や引継ぎが限定的**



関係者間の情報の引継や適切な連携が出来る**仕組みが必要**

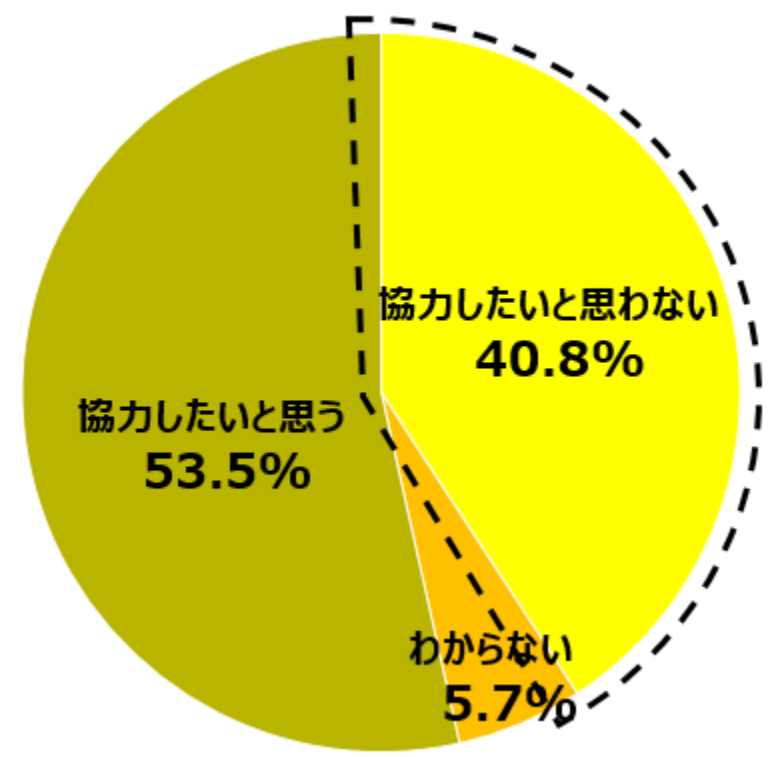
更生保護制度についての認知度



出典：基本的法制度に関する世論調査
(平成26年11月調査) 内閣府

犯罪をした人の立ち直りへの協力意向

・支援対象者が施設等から受入れ拒否される
・民間協力者になることをためらう



出典：基本的法制度に関する世論調査
(平成30年9月調査) 内閣府

偏見の解消・認知度の向上が急務

1. 民間協力者の活動場所の確保

国においても所有する公的施設を提供する等、地方公共団体と一体となって活動場所の確保に努めること

2. 情報の引継ぎや速やかな連携

適切な支援が行えるよう、国が主体となって、国や地方公共団体、民間協力者間の情報の引継ぎや速やかな連携ができる仕組みを構築すること

3. 認知度向上・地域への理解促進

更生保護活動の認知度向上・地域への理解促進に向けた取組をより一層充実すること

4. 財政支援

地方公共団体及び民間協力者への財政支援を新設・拡充すること

民間協力者の更生保護活動環境を整備し、 再犯防止を推進することで 「誰一人取り残さない社会」の実現

